

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（平成27年9月武蔵野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前				
別表（第5条関係）				
事業	区分			金額
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで（略）				
高齢者等緊急短期入所事業	1及び2（略）			
	3 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月まで）にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む	(1) 政令第22条の2の2第7項に規定する老齢福祉年金を受給している者	居住費（1日につき）	320円
			食事費（1日につき）	300円
	4月から7月まで）にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む	(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第	居住費（1日につき）	420円
食事費（1日につき）			390円	

改正後				説明		
別表（第5条関係）						
事業	区分			金額		
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで（略）						
高齢者等緊急短期入所事業	1及び2（略）					
	3 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月までにあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む	(1) 政令第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金を受給している者	居住費（1日につき）	320円	字句の改正	
			食事費（1日につき）	300円		
		(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第	居住費（1日につき）	420円		字句の改正
			食事費（1日につき）	600円		

ものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない世帯に属するもの

2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)当該事業のあった月の属する年の前年の合計所得金額から同号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び同年の厚生労働大臣が定める年金(平成28年厚生労働省告示第81号)各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計額が80万円以下の者

(3) (1)及び(2)に該当しない者

居住費 (820円
1日につき)

食事費 (650円
1日につき)

ものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない世帯に属するもの

2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)当該事業のあった月の属する年の前年の合計所得金額から同号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び同年の厚生労働大臣が定める年金(平成28年厚生労働省告示第81号)各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計額(以下「公的年金等の収入金額等」という。)が80万円以下の者

(3) 公的年金等の収入金額等が80万円を超え120万円以下である者

居住費(1日につき) 820円

食事費(1日につき) 1,000円

(4) 公的年金等の収入金額等が120万円を超える者

居住費(1日につき) 820円

字句の追加

字句の改正

字句の改正

項の追加

4	第4条第3項第2号に掲げる者のうち、1から3までに該当しない者	居住費（ 1日につき）	<u>1,150</u> 円
		食事費（ 1日につき）	<u>1,380</u> 円
5	（略）		
高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで（略）			

付 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第97号）の施行による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正等を踏まえ、所要の改正をするものである。

		食事費 (1日につき)	1,300 円	
4	第4条第3項第2号に掲げる者のうち、1から3までに該当しない者	居住費 (1日につき)	1,171 円	字句の改正
		食事費 (1日につき)	1,445 円	字句の改正
5	(略)			
高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで (略)				